



特定非営利活動法人フォルツァプロバ

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フォルツァプロローバという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市安佐南区相田一丁目1番33号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の全ての人々に対して、共に生きる社会の実現を目指して、スポーツ大会及び障害者との交流会の開催などの事業を行い、スポーツの振興、地域福祉の増進など社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①スポーツ大会の企画開催事業
- ②障害者と健常者の交流会の企画開催事業
- ③関係団体への支援活動
- ④国内外の大規模災害における被災者への資金等援助活動
- ⑤地域の美化運動などの環境保全活動
- ⑥児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ⑩福祉施設向けレクレーション機器レンタル事業

(2) その他の事業

- ①バザー等物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

い。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して6か月以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 3人
- （2）監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等

以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、こ

れを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として、ふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び、第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、議会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その

旨を付記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産宣告開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	清水計博
副理事長	石原雅文
副理事長	木村佳明
監事	小谷保幸
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年8月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年8月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

個人会員	入会金	10,000円	年会費	12,000円
団体会員	入会金	50,000円	年会費	60,000円
 - (2) 賛助会員 入会金 0円 年会費1口 6,000円 (1口以上)

令和6年度の事業計画書

令和6年9月1日から令和7年8月31日まで

法人名 特定非営利活動法人フォルツアプローバ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①スポーツ大会の企画開催事業	フットサル大会の企画・開催	(A)年1回(3月) (B)東広島運動公園 (C)15名	(D)大会参加者 (E)350名	4,000
②障害者と健常者の交流会の企画開催事業	広島市内の授産施設で働く障害者をアミューズメント施設に招待する	(A)年1回(12月) (B)フィエラ・デ ィ・プローバ (C)5人	(D)広島市内 の授産施設 で働く障害 者 (E)50名	100
③関係団体への支援事業	被害者支援センターの支援活動	(A)年2回 (B)開催団体の指 定する場所 (C)5人	(D)支援者 (E)不特定多 数	200

④国内外の大規模災害における被災者への資金等援助活動	日本赤十字社への募金活動	(A)不定期 (B)店頭や催事での募金箱設置 (C)1人	(D)店舗・催事利用者 (E)不特定多数	100
⑤地域の美化運動などの環境保全活動	事業所周辺の清掃活動、地域からの依頼による清掃活動への参加	(A)年3回(4月、7月、12月) (B)指定の場所 (C)20人	(D)周辺住民 (E)不特定多数	0
⑥児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	実施予定なし			
⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	実施予定なし			
⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	実施予定なし			

⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	実施予定なし			
⑩福祉施設向けレクレーション機器レンタル事業	実施予定なし			

計 4,400 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①バザー 等物品の販 売事業	障害者の方と作成した加工 品等の販売	(A)年 3 回(随時) (B)フィエラ・ディ・プロー バ (C)5 人	350

計 350 千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2 事業年度分（申請年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

令和7年度の事業計画書

令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

法人名 特定非営利活動法人フォルツァプローバ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①スポーツ大会の企画開催事業	フットサル大会の企画・開催	(A)年1回(3月) (B)東広島運動公園 (C)15名	(D)大会参加者 (E)350名	4,000
②障害者と健常者の交流会の企画開催事業	広島市内の授産施設で働く障害者をアミューズメント施設に招待する	(A)年1回(12月) (B)フィエラ・デ ィ・プローバ (C)5人	(D)広島市内の授産施設で働く障害者 (E)50名	100
③関係団体への支援事業	被害者支援センターの支援活動	(A)年2回 (B)開催団体の指定する場所 (C)5人	(D)支援者 (E)不特定多数	200

④国内外の大規模災害における被災者への資金等援助活動	日本赤十字社への募金活動	(A)不定期 (B)店頭や催事での募金箱設置 (C)1人	(D)店舗・催事利用者 (E)不特定多数	100
⑤地域の美化運動などの環境保全活動	事業所周辺の清掃活動、地域からの依頼による清掃活動への参加	(A)年3回(4月、7月、12月) (B)指定の場所 (C)20人	(D)周辺住民 (E)不特定多数	0
⑥児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後等デイサービスの運営	(A)月20日 (B)福祉事業所 (C)8人	(D)障害を持つ児童 (E)10名	9,800
⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	相談支援事業の運営	(A)月20日 (B)相談支援事業所 (C)1人	(D)相談を必要とする障害を持つ児童、保護者 (E)不特定多数	5,635
⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労支援B型事業所の運営	(A)月20日 (B)ベジモファームBひろしま他 (C)4人	(D)就労支援に取り組む障害者 (E)20名	183,000

⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	相談支援事業所の運営	(A)月 20 日 (B)相談支援事業所 (C) 1 人	(D)相談を必要とする障害を持つ方 (E)不特定多数	6,200
⑩福祉施設向けレクレーション機器レンタル事業	高齢者向けデイサービスやサ高住施設への機能訓練や介護予防を目的にしたレクレーション機器のレンタル事業運営及び当該職員への研修実施	(A)年 4 回(不定期) (B)高齢者向け福祉施設 (C)2 人	(D)高齢者福祉施設利用者 (E)10 名/回	9,300

計 218,335 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①バザー 等物品の販 売事業	障害者の方と作成した加工 品等の販売	(A)年 3 回(随時) (B)フィエラ・ディ・プロー バ (C)5 人	3 5 0

計 3 5 0 千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2 事業年度分（申請年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

令和6年度 活動予算書

令和6年9月1日から 令和7年8月31日まで

特定非営利活動法人フォルツァプロローバ

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	6,000,000		
ボランティア受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金			
4. 事業収益			
スポーツ大会事業収益	400,000		
物品の販売による収益		350,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	6,400,000	350,000	6,750,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
ボランティア評価費用			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	3,500,000	150,000	
印刷製本費	250,000		
通信運搬費	40,000		
消耗品費	450,000		
水道光熱費			
減価償却費			
保険料	150,000		
旅費交通費	10,000		
支払い寄付金		200,000	
支払利息			
その他経費計	4,400,000	350,000	4,750,000
事業費計	4,400,000	350,000	4,750,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0

経常費用計			
当期経常増減額	2,000,000	0	2,000,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			2,000,000
前期繰越正味財産額			2,437,166
次期繰越正味財産額			4,437,166

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

令和7年度 活動予算書

令和7年9月1日から 令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人フォルツァブローバ

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000		
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000		
ボランティア受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金			
4. 事業収益			
スポーツ大会事業収益	400,000		
障害児通所支援事業収益	2,040,000		
障害児相談支援事業収益	1,200,000		
障害福祉サービス事業収益	162,525,000		
相談支援事業収益	3,600,000		
レクリエーション機器レンタル事業収益	11,793,000		
物品の販売による収益		350,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	187,058,000	350,000	187,408,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	121,454,000		
工賃	12,000,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	133,454,000	0	133,454,000
(2) その他経費			
業務委託費	13,500,000	150,000	
印刷製本費	250,000		
売上原価	16,000,000		
求人費	250,000		
広告宣伝費	3,000,000		
遊技機費用	70,000		
営業システム費用	2,000,000		
著作権許諾	120,000		
消耗品費	6,000,000		
運送保管費	4,000,000		
旅費交通費	2,000,000		
通信費	1,300,000		
交際費	200,000		
新聞図書費	150,000		
会議費	300,000		
クレジット手数料	24,000		
事務用品費	500,000		
設備リース料	1,000,000		
資産税	6,000		
地代家賃	9,200,000		
備品什器費	21,000		
保守修繕費	650,000		

保険料	500,000		
水道光熱費	4,000,000		
車両費	4,800,000		
減価償却費	2,500,000		
租税公課	150,000		
諸会費	30,000		
支払い手数料	800,000		
支払い寄付金		200,000	
研究開発費	60,000		
雑費	11,500,000		
その他経費計	84,881,000	350,000	85,231,000
事業費計	218,335,000	350,000	218,685,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計			
当期経常増減額	-31,277,000	0	-31,277,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			-31,277,000
前期繰越正味財産額			4,437,166
次期繰越正味財産額			-26,839,834

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。